

公示番号：180320

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第2グループ第五チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(参加型施設管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：参加型施設管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年11月上旬から2018年12月下旬
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 1.37M/M、合計 1.62M/M
- (3) 業務日数：国内準備3日、現地業務41日、国内整理2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月24日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑開発事業に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産(GDP)の約39%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。しかしながら、栽培技術の課題、農業投入財の入手・使用に関する課題、行政サービスの提供に関する課題などを抱えており、これらの課題を解決して農業生産量の安定と生産性向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は国家中期開発戦略である「成長と開発戦略Ⅱ(The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II)」において、灌漑及び水開発を優先開発分野の一つに据え、天水への依存軽減と小規模灌漑施設の普及による食料と換金作物の生産量向上等の実現に努めてきた。

JICAは、マラウイ政府の要請に基づき、2015年3月～2020年3月までの予定で中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(以下「MIDP2」)の支援を開始した。本プロジェクトは、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)」の後継案件で、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制(灌漑技術士認定制度の確立)の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的としている。本プロジェクトの特徴は、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」をコンセプトとする灌漑施設の整備、改修を行う点(MIDPアプローチ)にある。これにより農家の主体性を高め、天水に依存せずかつ持続的な生計を得ることが期待される。

MIDP2プロジェクト対象地域のマラウイ中北部は、大規模な河川が存在せず、雨季を中心に小河川を利用する中小規模の灌漑施設の整備が進められつつある一方、整備後の施設管理、水管理に関しては、地形条件に恵まれていないこと、運営農家の組織体制・機能が不十分であること等から、多くの灌漑施設が、整備後短期間に機能停止している状況が見受けられる。これらの課題に対応するため、本業務では、灌漑施設管理・水管理計画策定と受益者への普及に携わる専門家を派遣し、マラウイ国内の灌漑開発事業の推進を図る。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間：2015年3月～2020年3月
- カウンターパート(C/P)機関：
農業灌漑水開発省(MoAIWD)灌漑局、カスング灌漑サービス区事務所(ISD)、ムズズISD、ドーワ県灌漑事務所、南ムジンバ県灌漑事務所
- 対象地域(モデル地区)：
マラウイ中部：カスングISD内ドーワ県チャンポレ地区、タウィ地区、マラウイ北部：ムズズISD内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区。
- モデル地区は、主食のメイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する既存の灌漑施設(土水路)は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地域である。詳細については、配布資料を参照すること。
- プロジェクトオフィス：カスング農政局(ADD)
上記ドーワ県及び南ムジンバ県とカスングADDの地理関係については、10.(3)参考資料のMIDP2パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本プロジェクトの中で当該分野にかかる短期専門家は、モデル地区において改善される水管理、施設管理の継続性、定着性の確保及びその検証、普及を目的として、3回派遣を予定している。2016年度に初回の短期専門家が派遣され、今回は3回目最終年の派遣となる。過去2年派遣専門家は以下の業務を行った。

- 1) 全モデル地区4カ所の概要調査
- 2) チャンポレ地区の水管理・施設管理改善計画作成
- 3) ゾンベ地区の水管理・施設管理改善計画作成
- 4) タウィ地区の水管理・施設管理改善計画作成

- 5) カトペ地区の水管理・施設管理改善計画作成
- 6) チャンボレ地区における水管理・施設管理改善計画のワークショップを通じた指導
- 7) ゾンベ地区における水管理・施設管理改善計画のワークショップを通じた指導
- 8) 灌漑技術者研修における水管理・施設管理の講義

マニュアルチャンボレ地区およびゾンベ地区においては農民、C/Pを対象としたワークショップを開催し、チャンボレ地区・ゾンベ地区に特化した灌漑施設維持管理・水管理マニュアルを作成し普及を目指す。

(1) 国内準備期間 (2018年11月上旬)

- ① MIDP2 及び先行プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)に関する、公開中の報告書・成果品及び配布資料の内容を把握する。
- ② 一昨年度および昨年度実施された参加型施設管理専門家の業務報告書内容を踏まえ、詳細実施計画(案)を作成する。
- ③ JICA 本部にて業務計画の協議・派遣前打合せを行う。

(2) 現地業務期間 (2018年11月上旬～2018年12月中旬)

- ① 詳細実施計画の確定
MIDP2 長期専門家と詳細実施計画(案)に関して打合せを行い、調査計画、調査様式等の業務内容、スケジュールを確定させる。
- ② 水管理・施設管理マニュアル等の改訂
先行プロジェクトの MIDP1 成果品であるマニュアル (Manual for Agriculture Extension / Irrigation Officers on O&M of Irrigation Facilities and Water Management by Mobilizing Smallholder Farmers) を、農民、普及員が活用することを念頭に改訂する。改訂にあたり、プロジェクト専門家・カウンターパートと話し合い、1年間の利用結果に基づき、実態に即した内容とする。
また、先行プロジェクトの MIDP1 成果品である中・小規模灌漑技術マニュアル (Technical Guidelines on Development of Medium scale Irrigation Schemes in Malawi) を、県灌漑事務所、県農業事務所、普及所職員が活用することを念頭に改訂する。改訂にあたり、プロジェクト専門家・カウンターパートと話し合い、現地の社会環境条件を考慮し、実態に即した内容とする。
- ③ ドーフ県・南ムジンバ県職員および当該地区普及員に対する中・小規模灌漑技術マニュアルおよび水管理・施設管理マニュアル普及講習会の実施
チャンボレ地区およびゾンベ地区において、C/Pとともに灌漑技術マニュアルワークショップを開催(それぞれ1回)し、②③で作成したマニュアルのマニュアル具体的使用方法を指導する。
- ④ チャンボレ地区・ゾンベ地区農民に対する水管理・施設管理マニュアルワークショップ
チャンボレ地区およびゾンベ地区において、C/Pとともに農家、管理組織に対するワークショップを開催(それぞれ1回)し、②で作成されたマニュアルの現場での活用方法について実地指導を行う。
- ⑤ 報告
現地業務終了時に、プロジェクト及び JICA マラウイ事務所に対し①～④に関する概要の報告を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2018年12月下旬)

- ① 業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 専門家業務完了報告書(和文・3部)

水管理・施設管理改善計画書(英文)は参考資料として添付し提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含むので、見積書に計上すること。航空経路は、日本⇒リロンゲ⇒日本を標準とする。

10. 特記事項

(1) 留意事項

- ① MIDP2 モデル地区(4 地区)に係る灌漑施設の整備、改修工事の実施は、毎年5月から9月頃の乾季を予定しており、2016年度にチャンポレ地区、2017年度にゾンベ地区、2018年度にタウィ地区、及び2019年度にカトペ地区を予定している。
- ② モデル地区は、主食のメイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する既存の灌漑施設(土水路)は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、配布資料を参照すること。
- ③ 本業務は、モデルサイトにおいて改善される水管理、施設管理の継続性、定着性の確保及びその検証、普及を目的として実施している。実施にあたっては現地の社会環境条件を考慮し、既定の概念にとらわれることなく実用的なマニュアル・マニュアルの改定が望まれる。

(2) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2018年11月13日から12月23日を予定しています(ある程度の日程調整は可能です)。

② 業務実施体制

長期専門家2名(チーフアドバイザー、業務調整／研修管理)

短期専門家1名(灌漑施設／水管理)

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり。

イ) 宿舎手配

あり。

ウ) 車両借り上げ

MIDP2 プロジェクト用車両を提供する。

エ) 通訳備上

なし。

オ) 現地日程のアレンジ

着任後、プロジェクトとの調整により実施する。

カ) 執務スペースの提供

MIDP2 カスング農政局オフィス内に執務スペース(インターネット環境あり)を提供する。

キ) その他

本業務の実施に必要な消耗品費(携帯電話、ネット環境)、通信・運搬費(携帯電話通信費等)、資料等作成費(現地での資料印刷費)、その他雑費(ミーティング、研修開催費)については、MIDP2により準備する。

(3) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8407) にて配布します。
マラウイ国「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト」詳細計画調査報告書(2014年12月)
[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VIEWJCSearchX/7CC12491842B263F4925818D000BE0E1/\\$FILE/MIDP2_詳細計画策定調査報告書.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VIEWJCSearchX/7CC12491842B263F4925818D000BE0E1/$FILE/MIDP2_詳細計画策定調査報告書.pdf)
マラウイ国「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(参加型施設管理)」業務完了報告書(2016年12月)
マラウイ国「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(参加型施設管理)」業務完了報告書(2018年1月)
Technical Guidelines on Development of Medium scale Irrigation Schemes in Malawi (Ver. 2) (March 2014)
Manual for Agriculture Extension / Irrigation Officers on Operation & Maintenance of Irrigation Facilities and Water Management by Mobilizing Smallholder Farmers: Version 2 (March 2014)
Record of discussion on Project for enhancing capacity for medium scale irrigation scheme development, operation and maintenance (2015年1月12日)
MIDP2 パンフレット(英語版 2016年3月発行版)
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
イ) 提供依頼メール:
・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
・本文:以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

- ① 本業務の実施上、必要な機材が想定されれば、プロポーザルの中で提案すること。検討の結果、必要と判断される機材については、MIDP2において準備する。
- ② 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上